市ガイドラインと県ガイドラインの比較について

県のガイドラインと比較して は新たに対象とする事項 は県のガイドラインと同様 は新たに範囲を拡大する事項 ※県は50kW以上を対象としていることに対し、 市は規模要件を記載している欄を除き、全施設を対象とした)

		FIT 認定済み		址扫 車業
		着工済み	未着工	新規事業
地域との信頼構築	各種遵守事項	0	0	0
	環境保全協定	10ha 以上	10ha 以上	10ha 以上
企画·立案時(土地選 定等)	各種遵守事項	×	0	0
	事業概要書	×	50kW 以上	50kW 以上
その他	設計・施工時	0	0	0
	運用·管理時	0	0	0
	撤去•処分時	0	0	0
	不適正案件対応	0	0	0

〇はすべての施設に適用